

令和2年第7回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月2日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君

子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第7回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、益子明美議員及び8番、大金市美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があったものは、陳情が1件であります。

この陳情の取扱いについては、議会運営委員会で審議いたしまして、配付しました陳情等文書表のとおり、国に対して妊産婦医療費助成制度を創設するよう意見書提出を求める陳情書については、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしました。

次に、議員の派遣について報告します。

11月10日、県総合文化センターで開催された県町村議会議長会主催の議員研修会に、議員全員が出席いたしました。

この研修会は、宇都宮大学地域デザイン科学部の三田准教授から「若者の政治参加の意義と現実」と題して、また、順天堂大学医学部の奥村特任教授から「不良長寿のすすめ」と題して講演が行われました。

いずれの講演も、私たちにとって身近な内容であり、今後の議員活動に大変有意義なものとなりました。

次に、南那須地区広域行政事務組合について報告します。

9月25日、第3回定例会が招集されました。

広域行政事務組合の一般会計及び病院事業の補正予算をはじめ、令和元年度の一般会計及び病院事業の決算認定など6議案が上程され、全て可決されました。

一般質問では、大金 清議員が、新型コロナウイルス感染症の対応と今後の取組について

の質問を行いました。

11月25日、第4回臨時会が招集されました。

人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び一般会計の補正予算の2議案が上程され、可決されました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

10月12日、県町村議会議長会正副会長会議が、10月26日、第2回議長会議及び議長研修会が、宇都宮市の自治会館で開催されました。

議長会議において、全国町村議会議長会の令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望などの報告があったほか、令和元年度県町村議会議長会決算を認定しました。

議長研修会では、「議長の権限と議事運営上の諸問題」と題して、元全国都道府県議会議長会の内田事務局長を講師に、新型コロナウイルス感染症の影響における議会の対応を中心に、現在置かれている議会の状況等、今後の議会運営に参考となった研修会でありました。

次に、前期定例会から今期定例会までに議長として出席した行事等について報告します。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

9月15日、町道永畑川崎線の県道移管に関する要望書を町民の不安や不利益とならないよう、また安全性を確保するため、9月定例会閉会后、町長へ提出いたしました。

9月20日、県営処分場「エコグリーンとちぎ」本体工事着工記念式典に出席いたしました。

10月9日、小川総合福祉センターにおいて、議会主催のまちづくりに関する勉強会として、帝京大学経済学部地域経済学科の五艘みどり准教授を講師に「リモートワークの拡大を意識した移住定住の促進」と題して、リモートワークの拡充を背景に地方への移住に関心が高まっている状況や、リモートワークのメリット、デメリットなど、実例を挙げながら講演をいただきました。今後のまちづくりに知識と理解を深めることができました。

11月23日から、議会報告会をケーブルテレビでの議会報告会といたしました。新型コロナウイルス感染症防止のため、例年町内の会場で実施しておりましたが、3密を防ぐため、一方的な報告会となってしまいました。1日5回、11月29日まで放送いたしました。現在、ご意見やご要望をいただいているところであります。

11月25日、第64回町村議会議長全国大会が東京NHKホールにて開催され、栃木県内では、那須町の議長の2人で出席いたしました。

最後に、9月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりであります。その概要について報告いたします。

10月23日に、教育民生常任委員会において、関係団体との意見交換として、町社会福祉協議会と福祉相談事業を中心に、意見交換会が行われました。

総務産業常任委員会は、9月3日、9月11日の2回、教育民生常任委員会は、9月2日、11月2日及び18日の3回、委員会を開催しました。

議会広報特別委員会については、議会だより第61号の編集等のため3回開催され、11月10日に発行されました。

議会運営委員会については、議会報告会に関してや臨時会、定例会の運営協議のため、2回開催しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

令和2年第7回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、国においては、コロナ禍で縮小した景気を回復させるため、G o T oキャンペーンなど様々な施策を展開していますが、新型コロナウイルス感染症の第3波が懸念される昨今、G o T oトラベルについては、感染者の増加が顕著な地域を対象から一時停止したり、往來の自粛を促すなど、感染防止と景気回復との兼ね合いに難しいかじ取りを迫られております。

当町におきましても、G o T oトラベルにより観光客などの交流人口が増加することで、町の経済が潤うことを期待している一方で、G o T oトラベルによる観光客等が感染源となる危険性にも苦慮しなければならないジレンマを抱えております。

那珂川町としましても、国や県の動向を見据えながら、対策本部会議を随時開催するなどして、この感染拡大傾向の中、引き続き感染予防の啓発を図り、また、いつ感染者が発生しても対応できる体制づくりの整備に努めてまいります。

それでは、9月定例会から今期定例会までの行政報告を行います。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

9月11日、栃木県生活衛生課、町商工会等と共同で、町内飲食店等への新型コロナウイルス感染防止の巡回活動を実施しました。

店舗内のソーシャルディスタンスの確保、マスク着用や消毒などの従業員や来客等の保健衛生対策、換気の徹底などの施設の衛生管理についての啓発活動を行い、栃木県の要請に応じている店舗には、栃木県の新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言のステッカーを貼ってくれるように協力要請してまいりました。

9月20日、県営処分場エコグリーンとちぎ本体工事着工記念式典が、馬頭総合福祉センターで執り行われ、事業主体である福田県知事の挨拶に続き、町を代表し、来賓として祝辞を述べてまいりました。

式典後は、現地に赴き、事業担当者より、令和5年中の稼働を目指して、工事を進めているとの説明を受けました。那珂川町としましても、長年の懸案事項の解決に向け、一歩前進したことを確認いたしました。

10月2日、大野ゴム工業株式会社より、大山田上郷の同社馬頭工場の操業50周年を記念して、那珂川町や社会福祉協議会、町内の特別養護老人ホームに車椅子が寄贈されました。

同社に対しましては、これまでの地域福祉の貢献に厚く感謝の意を表し、町を代表してお礼を申し上げます。

10月9日、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を社会福祉法人同愛会と締結しました。

那珂川町としましては、今まで、町内4か所の高齢者施設と福祉避難所の設置運営に関する協定を結んでおりますが、今回、初めて障害者も受入れ可能な福祉避難所の設置運営に関する協定を結ぶことができました。

同愛会では、町内で福祉施設のリヴレットとなかが和苑を運営しており、障害福祉に対する造詣も深く、一朝有事の際には、安心して避難者を受け入れていただけることと思っております。

10月16日、那珂川町自治功労者等表彰式が新型コロナウイルス感染症対策により、規模を縮小して役場庁舎で開催されました。町の地域福祉、教育の振興に貢献された自治功労者6名、私財の無償提供による特別功労者1名を表彰し、高額寄附者1名、新型コロナウイルス感染予防への浄財や物品を寄附された感染症対策支援協力者6名に感謝状を贈呈させていただきました。

今回、表彰された方々は、各専門分野で町民の模範となり、町の振興に貢献された方々であり、また、町民の健康を願い、ご寄附いただいたことは、町民の感染防止の一助として、町民を代表し、心より感謝を申し上げる次第であります。

11日5日、健武にある株式会社ミットヨフーズと町内の飲食店15軒が参加し、那珂川町ゆば一品料理研究会を設立、ゆば丼販売決起集会在開催され、来賓として招かれました。

ミットヨフーズ様におかれましては、良質なゆばの製造工場として、30年以上、那珂川町で操業され、地域雇用の創出に多大なるご尽力をいただいていることに、改めて敬意を表します。また、飲食店の皆様には、コロナ禍の厳しい社会情勢の中、地元のゆばを地元のお店がアレンジしたご当地グルメに取り組んでいただき、感謝を申し上げます。今後、このゆば丼が那珂川町の新たな名物として多くのお客様に提供されることを期待しております。

11月12日、小川中学校2年生の鈴木佳門さんが、栃木県代表として、宇都宮市で開催された第23回関東・東北・北信越少年新人野球大会にオール栃木の投手として出場、見事優勝に貢献し、その報告に来庁されました。

185センチの長身から繰り出す速球で、決勝戦を1安打完封で抑える活躍をされました。皆さんもご存じのとおり、那珂川町からは日本ハムファイターズの石井選手、ヤクルトスワローズの星投手の2名のプロ野球選手が活躍しております。鈴木選手も、プロ野球選手を目指して頑張っていくとの意気込みを語ってくれました。私どもといたしましても、鈴木選手の夢の実現に向け、那珂川町として心から応援していきたいと思っております。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては、配付した資料をご覧くださいと思います。

終わりに、本定例会には、条例の改正4件、補正予算7件、町道路線の廃止1件、町道路線の認定1件、指定管理者の指定2件の15案件を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） おはようございます。公明党の大金 清です。

新型コロナウイルス感染症が第3波となって猛威を振るっている状況です。町民の皆様には、手洗い、うがい等の励行を徹底し、マスク等を着用して感染予防に努めていただき、心から感謝申し上げます。まだまだ予測がつかない厳しい状況ではありますが、引き続き町民の皆様には、3密の回避をよろしくお願いいたします。

執行部におかれましても、町民の命、生活を守ることを第一に全力で取り組んでいただき、誠にありがとうございます。これからも引き続きよろしくお願いいたします。

そして、コロナ感染が一日も早く収束することを願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき4項目について一般質問を行います。

1項目、新型コロナウイルス感染症に伴う事業について。

2項目、3歳児健康診査の視力の検査について。

第3項目、町道一渡戸大鳥線の整備について。

第4項目、町営、町有住宅の整備計画について。

以上、4項目について質問をしますので、誠実な答弁を期待いたします。

第1項目、新型コロナウイルス感染症に伴う事業について。

細目2点について伺います。

1点目、国の第1、第2次補正事業の進捗状況について伺います。

2点目、国の第3次補正に伴う新たな事業の具体的な取組について伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルス感染症に伴う事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、第1、2次補正事業の進捗状況についてですが、国の第1、第2次補正予算

における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、GIGAスクール及び企業や事業者への支援のほか、感染症対策用品の購入など、新型コロナウイルス感染症への様々な対応、取組を計画しているところであります。

交付金事業の進捗状況につきましては、中小企業等支援交付金や社会体育施設改修事業など事業が完了していないものもありますので、11月末現在で執行済額は2億2,045万5,000円、執行率は53.9%となり、おおむね順調に執行されていると考えております。

次に、2点目、国の第3次補正に伴う新たな事業の具体的な取組についてですが、現時点では、国において、追加経済対策と第3次補正予算の編成に取りかかったとの報道がされており、国や県の状況を注視しているところであります。

したがいまして、具体的な事業の取組は行えない状況でありますので、町としましても速やかに対応できるよう、引き続き、感染症の状況や国・県の情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

多くの各事業がありますが、1点について質問をいたします。

妊産婦応援臨時交付金事業について、新生児に10万円を交付する事業であります。現在、何名の方が交付されているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 妊産婦応援臨時給付金事業につきましては、妊婦さんに給付する事業になっておりますが、11月末現在で50人の妊婦さんに交付済みとなっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） この申請ですが、12月末までとなっておりますが、これは確認なんですけれども、31日までの受付でよろしいのか、再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 12月31日までというのは、12月31日までに妊娠したとい

うことが確認できれば、申請自体はその後でも、1月になってからでも可能となっております。具体的に申請の期日は、来年の2月1日となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 50名の方が交付されたということですが、これ新生児80人分が予算議決されておりますが、もしこの80人達し得なかった場合、この妊産婦の応援臨時交付金事業について延長する考えがあるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 妊産婦応援臨時給付金事業につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染症の拡大の状況ですとか、それからそれに対する国や県の動向、動き、さらに県内、それから近隣市町などの情勢を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ぜひとも実施していただきたいと、せめてこの予算づけされた80人を、できれば交付をお願いしたいと思います。町長、考えについてお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この臨時交付金ですけれども、町といたしましては、他の自治体に比べてはるかに有利な条件で、有利といたしますか、今年中に妊娠が確認できれば交付するということは、実際に生まれる赤ちゃんは、来年の夏頃までの方を対象に、こんなふうに考えております。この制度は、他の自治体に比べて相当優遇されている、このように認識をいたしております。

しかしながら、80名を予算化したところ50名、現在ですけれども、50名、これは人口減少もあると思いますけれども、この10万円の交付金があるから妊娠しようという方よりも、今のコロナの感染状況、これに不安を持って妊娠を控えている方が、当町に限らず全国的にも多い、こんな情報も伺っております。

ですから、これにつきましては、延長につきましては、お金が余ったとか余らないは別にして、県の動向あるいは他の自治体の取組状況を見ながら検討させていただきたいと思いま

すので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） この事業は、ほかの市町村に先駆けての事業でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナ感染状況によって、この事業の延長が考えられるという話でございましたので、これは町長のもう頭の中にしっかりと入れていただいて、今後の臨時交付金事業について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この臨時交付金の執行率が、先ほど町長から53.9%ということでもございました。この交付金事業、大事な事業でございますので、100%に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

2点目、国の第3次補正予算について、新年1月中には決定すると見込まれております。また、第2次補正の事業の延長も有効と考えていますので、各事業の選択も考慮の上、取り組む考えはあるかお伺ひをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 第3次補正に向けて各事業に取り組む考えはあるかということでもございますが、先ほど町長からご答弁させていただいたとおり、まだ具体的な事業について取り組むということではございませんので、現在の事業等を検証したり、ほかの状況等を研究いたしまして、できるだけ第3次補正に、事業のほうに取り組めるように検討していきたいと思ひます。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 国の第3次補正予算が決定した際には、スピード感を持ってやっていただけると、よろしくお願ひします。

それでは、第2項目に入ります。

3歳児健康診査の視力検査について伺ひます。

2017年、厚生労働省から、3歳児健診での視力の検査を適切に実施されるよう県に対して文書で連絡がありました。それによりますと、子供の目の機能は、ほぼ6歳までに完成するため、3歳児健診で弱視を発見できれば、矯正眼鏡などの方法で中学までに治癒することが期待できるとありました。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、町の3歳児健診において視力検査で弱視となる割合について伺います。

2点目、屈折異常などの問題を早期に発見するため、屈折検査機器を導入する考えがあるか、伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、3歳児健診の視力検査についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、3歳児健診の視力検査で弱視となる割合についてですが、3歳児健診での視力検査につきましては、国で定めた要綱に準じまして、ランドルト環指標を用いた検査を実施しています。これまで過去5年間に視力検査において、弱視を疑うものとして精密検査が必要とされた方はいなかったという状況になっております。

次に、2点目、屈折検査機器の導入についてですが、現行の視力検査において、弱視などの異常の発見に至らない方がいる可能性も否定することはできませんので、今後、国や県、近隣市町の動向などを見ながら、検査の方法や内容について調査研究を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 1点目、5年遡っても弱視者がゼロということは、よいことだと思います。これ3歳児ということですが、これ就学前の視力検査における割合なんかは、分かればお伺いしたいと思うんですが。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 就学前の視力検査については、ちょっと正確な数字は把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） できれば就学前6歳ぐらいだと思いますが、分かれば、その比較ができるかなと思ひまして質問させていただきました。分かりました。

2点目、やっぱりその5年間にはないということなんですけれども、今後、考えられます

ので、6歳までに視力が完成するというところでございます。これからは、やっぱり3歳児健診においては、ぜひとも屈折検査の機器を取り入れていただいて、検査をする方向で要望を強くいたします。その点、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 確かに屈折検査機器がありますと、疑いのある方は、普通の検査よりも引っかけやすいというメリットがあると思います。しかしながら、機器の導入に多少費用がかかるというような問題が一つあります。それから、人員の確保と部屋の問題がありまして、現状の健診よりは1名検査員を余計に張りつけなければならないということがありまして、部屋も厚手のカーテンで仕切った部屋が必要になるとか、そういったことがありまして、現状で導入することになりますと、ちょっと密になってしまったりということで、感染症予防の観点からちょっと問題になったりということもありますので、その辺は新型コロナの感染症の状況とか、それから屈折機器に関する近隣市町での実施状況とかを調査した上で、時期を見ながら検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 屈折検査機器、調べましたら、私の調べたところでは、1台120万という高額な金額でございました。購入するということはちょっと厳しいかもしれませんが、機器のリース等も考えられますので、その辺はリースで対応できればと思っていますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 確かにリースをすれば安く済むというところもあるんですが、でも、1回当たり数万円かかるというような状況もありますので、それが年間何回、6回とかとなると相当かかるものですから、その辺もちょっと問題があるということと、先ほど申しあげましたように、人員確保と感染防止という、その辺が多少ネックになっておりまして、少し検討を要するのかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町長は、常日頃から、子供は町の宝であると公言しております。目は、

子供の一生を左右する出来事になるかもしれませんし、その点、やっぱり我が町では、子育て支援推進の観点からも、屈折検査を実施することは必要であると私は認識をしていますので、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 大金議員の強い意志は伝わってまいりますし、私も本当にそうだと思います。それと、屈折の検査機であります。議員おっしゃったように120万円ぐらいする、これが高いか安いかは別にして、リースした場合と費用対効果、リースを年に数回するのと120万円で買ったほうがいいのか、それらは検討させていただきたいと思いますが、まず、先ほど子育て支援課長が申し上げましたように、現在の状況では、検査の場所で密になってしまうとか、そういうこともございますので、今はできないんですけれども、それと、この屈折機が、検査機が必要だというのは、今の子育ての状況の中で、そんなに悪いような子育てはされていないとか、そういう懸念もありますので、しっかりと検討させていただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番（大金 清君） 屈折検査の導入については強く要望いたしまして、第3項目に入ります。

町道一渡戸大鳥線の整備について、現在、拡幅改良舗装工事が計画的に実施されているところであります。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、改良舗装工事の進捗状況について伺います。

2点目、国道293号線との交差点の改良整備及び交差点先の舗装修繕の計画があるか、伺います。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、町道一渡戸大鳥線の整備計画についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、道路改良の進捗状況についてですが、本路線は、馬頭前山より健武大鳥までを結ぶ総延長4.7キロメートルの重要な幹線道路となっております。道路改良事業の経緯といたしましては、旧馬頭町時代の平成2年から平成15年にかけて、終点部の健武、ゆりがね橋

付近より馬頭片根地区までの約2.0キロメートル区間を、市町村道路整備代行業、過疎代行によりまして、栃木県が整備を実施いたしました。その後、平成20年度より車両及び歩行者の安全確保のため、町単独道路改良事業として片根地区より拡幅整備を進めてまいっております。

本年度につきましても、関係者の皆様にご理解、ご協力をいただきまして、狭小箇所の道路拡幅工事を約150メートル実施しております。今後も、着工箇所の早期完成と未施工区間の早期着工に向け、計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目、国道との交差点の改良整備及び交差点先の舗装修繕の計画についてであります。町道古館田町線との交差点及び国道293号との交差点改良については、道路法の規定に基づきまして、道路管理者、栃木県及び交通管理者、栃木県公安委員会との協議を行い、関係者の皆様にご理解とご協力を得て、進めてまいりたいと考えております。

また、交差点先の前山地区の舗装修繕についてであります。特に舗装の傷みが著しい箇所につきましましては修繕を実施しておりますが、交通量は多い状況で、路面にひび割れが発生しているのを確認しておりますので、今後、計画的に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 1点目の質問はございません。

2点目、国道293号線との交差点には、信号がございません。この交差点は、那珂川町で一番交通事故の多い交差点と思っております。役場の総務課からよく見えるところでもあります。新庁舎になってからも交通事故が多発している現状でありますので、計画に信号機の設置を必要不可欠と思いますが、考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の国道293号との交差点に信号の設置は必要不可欠と思うが、とのご質問にお答え申し上げます。

当該交差点への信号機の設置につきましては、これまでも設置に向け、関係機関に要望した経緯がございますが、実現には至っておりません。先ほどもお答えいたしました。今後の計画の中で、信号機の設置を含め、道路法の規定に基づき、道路管理者及び交通管理者との協議を行い、関係者の皆様にご理解とご協力を得まして進めてまいりたいと考えており

ますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 危険な交差点ですが、現在のところ、死亡事故はございません。町民の命を守ることが一番大事ですので、信号機の設置を、どうしても道路計画の際にはやっていただきたいなと思います。

あと、次に、293号交差点先から起点の交差点まで拡幅改良計画はあるか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の国道293号の交差点から、起点側の交差点、馬頭藤山までの拡幅改良経過についてお答え申し上げます。

現の段階においては、白紙の状態であります。今後の国道293号との交差点改良の計画推移を見ながら、関係地権者の皆様に、地域の皆様のご理解、ご協力も不可欠となりますことから、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 拡幅の改良計画はないということですが、その間、やはり交差点先の道路は交通量も多いことから、舗装の傷みも激しく、全面かなり悪い状態です。現場を確認していただいていますから分かると思いますけれども、全面舗装のやっぱり打ちかえの考えが必要であると私は認識しています。それについてお伺いをいたします。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の交差点先の道路について、全面舗装の打ちかえについてのご質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたが、特に舗装の傷みが著しい箇所につきましては、必要に応じまして、その都度、修繕を実施しております。当該区間の交通状況や路面の状況は十分承知いたしておりますので、今後、舗装修繕の時期を含めまして、方法等も併せまして検討し、計画的に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 全面舗装計画、できれば先に繰り上げていただいて、実施を強く要望いたしまして、第4項目の町営、町有住宅の整備計画について、現在、町の所有する住宅の約7割強が耐用年数を経過しています。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、政策空き家の現状をお伺いします。

2点目、耐用年数が過ぎた住宅の今後の整備計画を伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、町営、町有住宅の整備計画についてのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、政策空き家の現況についてであります。現在、町では、建物の耐用年数の経過や施設の老朽化などの観点から、新規入居者を募集しない政策空き家を進めており、令和2年10月末現在で、対象の7住宅、16棟であります。83戸に対しまして20戸、24%になります。政策空き家となっております。

次に、2点目、耐用年数が過ぎた住宅の今後の整備計画についてであります。15住宅、これは、内訳は町営住宅が10、町有が5であります。を保有、管理しておりますが、そのうち11住宅、町営9住宅、町有2住宅が既に耐用年数を経過しております。

耐用年数を経過しましても、必要に応じ改修や修繕を行い、できる限り供用しているところではありますが、老朽化が著しい住宅や修繕等に多額の費用がかかる住宅については、第3次那珂川町行財政改革推進計画の施設統廃合基本方針や那珂川町公共施設等総合管理計画及び那珂川町町営住宅等長寿命化計画に基づきまして、1点目でご質問いただきました政策空き家を行うなどして、最終的には用途廃止をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 1点目については理解をさせていただきました。

2点目、政策空き家の用途廃止に向けての経過状況についてお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の政策空き家の用途廃止に向けましての経過の状況についてお答えをさせていただきます。

これまでも、町営愛宕住宅や町有上郷地住宅の一部について政策空き家を実施し、用途廃止をした経緯があります。当町におけます住宅の造りは、複数戸で1棟を形成しているため、政策空き家を行っても、入居されている方がいらっしゃる場合がほとんどでありますので、住民の方々の移転などの合意が得られなければ、用途廃止をすることは大変難しい現状であります。

直近では、政策空き家を実施している町営松ヶ丘住宅4号棟であります。入居者様の皆様に同意が得られましたことから、町有住宅への移住をいただき、準備が整い次第、用途廃止の手続を進める予定といたしております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 政策空き家になっている住宅は、耐用年数が経過した住宅または立地条件の悪い住宅等を考えますので、それについては用途廃止かなと思います。また、住宅の立地条件のよい住宅については、建て替えを計画すべきと考えますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、ご質問の建て替え計画についての考え方についてご答弁させていただきます。

先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、住宅の管理等につきましては、町の各種計画に基づき、改修や修繕、場合によっては取壊し、用途廃止等を進めているところであります。今後の公営住宅の在り方は、単に立地条件のみで建て替えるのではなく、公営住宅の需要が増えるなど、これら諸般の情勢を勘案し、新たな住宅の建設が必要となる場合には、立地的に好条件となっている用途廃止対象の住宅については、建て替えを含め計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町営、町有住宅については、幾つかの計画があることは理解しており

ますが、整合性のとれた計画であると考えます。町民の方が安全で快適な住宅を望んでいる
と思います。町の考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、お答え申し上げます。

そのようなことも肝に銘じ、今後、住宅施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町営、町有住宅の耐用年数がもう7割超に達しています。入居されて
いる方々も、安全・安心の上からも、現在策定中の後期振興計画に早々と盛り込んでいただ
き、この点を提案して、私の、公明党、大金 清の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◎答弁の訂正

○議長（鈴木 繁君） ここで建設課長から答弁の訂正があります。

建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、先ほどの大金 清議員のご質問のうち、町営、町有住
宅整備計画についての再質問に対します答弁の修正をさせていただきます。

ご質問の政策空き家の用途廃止に向けての経過状況についてというご質問に対しましての
答弁のうち、これまでも町営愛宕住宅や町有カミゴウチ住宅の一部と申し上げましたが、大

変申し訳ありません、読み方につきまして、町有ジョウゴウチ住宅と訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

◇ 福 田 浩 二 君

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問を許可します。

1番、福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 質問に入る前に、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染影響により、不自由とご不便をおかけしていることを心苦しく思っております。また、医療関係者の方々の使命感と奉仕の精神には、心より感謝いたします。

質問事項は、1、インフルエンザ予防接種費用について、2、小川放課後児童クラブの駐車場についてです。

それでは、質問に入ります。

1、インフルエンザ予防接種の費用について伺います。

現在、全国的にG o T oトラベル、G o T oイートなどの影響により、新型コロナウイルス感染の第3波が来たと言われております。当町においては、町民の皆様の努力と感染防止の徹底により、おかげさまで1人の感染者も出ておりません。引き続き、感染防止の徹底をよろしくお願いいたします。

さて、10月25日の下野新聞の1面に、ワクチン接種急増の兆しと題して、季節性インフルエンザの流行シーズンを前に、県内の診療所ではワクチンの接種希望者が例年以上に増加している、新型コロナウイルスとの同時流行への警戒から関心が高まっていると見られ、既に提供予定数に達して、受付を一時見合わせたクリニックもあると書かれていました。

(1) 当町において、インフルエンザに対する助成の予算額と予定接種人数の状況を伺います。

(2) 全町民を対象にインフルエンザの予防接種の費用を無料とする考えがあるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） インフルエンザ予防接種費用のご質問についてお答えします。

まず1点目、インフルエンザ予防接種に対する予算額と接種人数の状況についてですが、高齢者インフルエンザ予防接種については、平成13年に予防接種法が改正され、定期接種となりました。対象者は、接種日当日に65歳以上の方と60歳から64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能が著しく低下し、日常生活が極度に制限されるなどの障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能が低く、日常生活に支障があるため障害者の認定を受けている方です。令和2年度の接種者は、接種率を75%と見込み、4,800人で予算計上しました。接種費用は1人4,500円で、自己負担はありません。

また、今年度より新たに小児のインフルエンザ予防接種の助成制度を設けました。1歳から12歳までの方は、接種率を75%と見込み、接種回数が2回であるため、接種者を延べ1,600人で、13歳から中学3年生までの方も接種率を75%と見込み、200人で予算計上しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行時期が重なり、多数の発熱患者の発生による混乱が予想されることから、令和2年度に限り、インフルエンザ予防接種の助成を全世代に拡充しています。高校1年生から64歳までの方については、接種率を60%と見込み、接種者を5,000人として予算計上しました。64歳以下の方の1回当たりの助成額は1,000円で、全年代での予算額は、予防接種の業務委託料など総額2,921万1,000円となります。

続いて、接種人数ですが、令和2年10月末現在の接種済み者は、町内6医療機関で接種された方が3,249人、町外医療機関で接種された方が269人で、合計3,518人であり、令和2年11月末までの65歳以上の高齢者を除く事前申請者数は1,909人です。

次に、2点目、全町民を対象に無料とする考えについてですが、高齢者インフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づくB類疾病の予防接種で、定期接種であるため、那珂川町では無料としています。その他の年代については、特に法律に定めがないため、無料で実施する予定はありません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今後、インフルエンザの予防接種を受けた人数、年齢、費用を調査していく予定はあるか、伺います。また、今後、新型コロナウイルスの陽性、陰性の有無、インフルエンザとの合併なども調査する予定はあるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 予防接種の受診者数及び費用については、委託料及び扶助費の支払いにおいて確認をしています。また、性別については、必要に応じ確認をしていきたいと考えています。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの関係については、発熱がある場合は、まずかかりつけ医に電話で相談の上、受診していただきたいと思います。かかりつけ医がなかったり最寄りの医療機関に連絡できない場合は、県が設置している受診相談センターへ電話をしていただければと思います。

いずれの場合も、疑いがあるときはPCR検査を受けることになります。感染症については、県の担当であり、町において調査することは困難であると考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今回インフルエンザの助成をするに当たって、どこの市町を参考に考えたか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 高校1年生から64歳までの方への助成額の決定に当たりましては、近隣の市町の状況を確認し、検討いたしました。その上で、那須烏山市の状況、また今年度新たに新設した1歳から中学3年生までの予防接種の助成額を考慮し、決定したところであります。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今年度の各市町のインフルエンザの助成の状況は、那須烏山市は、1歳から12歳は2回、各2,000円、13歳から15歳は1回、2,000円、16歳から64歳は1,000円、65歳以上は3,500円の助成、そして事前に医療機関に予約。

大田原市は、1歳から12歳は2回、助成ではなくて料金が200円、インフルエンザの予防接種の費用は大体約4,500円ぐらいなので、約2,300円の助成です。13歳から64歳は1回で料金が2,200円、65歳以上は無料、直接医療機関へ。

さくら市は、1歳から12歳は1回目2,500円、2回目2,000円の助成、13歳から15歳は2,500円、16歳からは2,000円、医療機関に予約、健康増進課で申請。

茂木町は、1歳から12歳は1回目3,000円、2回目は2,000円の助成、13歳から15歳は

3,000円、16歳から64歳は2,000円の助成となっております。65歳からは無料です。直接郡内の医療機関へ行くとのことでした。

当町のインフルエンザの助成は、1歳から12歳は2回、各1,000円、13歳から64歳は1回で1,000円、65歳以上が無料です。周りの助成状況と比べると、当町のインフルエンザの助成は費用が少ない、町民にきめ細やかな配慮が少ないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） それでは、お答えします。

まず、今の説明の中にもありましたが、65歳以上の高齢者については自己負担なしで実施していますので、他町と比べても遅れているというようなことはないと考えております。

次に、高校1年生から64歳までの方については、今、議員ご指摘のとおり、近隣でも、2,000円または2,200円を助成するといった市町がありますが、当町においては、コロナ禍における今年度限りの措置というようなことで考えていますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 1歳から中学3年生までについてお答え申し上げます。

中学3年生までの助成につきましては、今年度新たに助成制度を設けたものであります。そのため、1,000円の助成になっております。現在の助成の1,000円の部分につきましては、今後も継続する予定となっております。ただ、その増額等に関しましては、今後、申請件数の推移や、それから近隣の市町の助成状況などを見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） それでは、（2）に入ります。（2）の再質問に入ります。

インフルエンザの予防接種の費用を無料にした場合の町の費用は幾らぐらいになると考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） それでは、お答えいたします。

接種率を予算計上と同じく、高校1年生から64歳までの方が60%、それ以外の方が75%で試算しますと、対象人数は1万1,600人となります。単価を4,500円で試算しますと、およそ

5,200万円の費用となります。また、全町民が接種したと仮定をしますと、およそ7,100万円の費用が必要となるという試算をしています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今後、インフルエンザの予防接種の費用を段階的に無料にするという考えはあるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） まず、高校1年生から64歳までの方への助成ではありますが、先ほどの質問にもお答えしたとおり、令和2年度のみ措置であると現時点では対応していますので、来年度以降の継続は考えていないということであります。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、1歳から中学3年生までの方への助成ですが、先ほども申し上げましたとおり、今年度新たに始めた助成制度であり、現時点では無料化ということは考えていませんが、今後、近隣市町の状況等を見ながら、必要があれば金額の変更等は検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 町民の皆様には、今年の初めより、新型コロナウイルス感染に伴い、制限、制約のある生活を送っていただき、恐縮しているところであります。そんなわけで、当町ではまだ新型コロナウイルスの感染者が出ていないわけですが、そんな町民の皆様のために、せめてインフルエンザの予防接種の助成を、他市町と同じぐらいの助成をしていただきたいと思っております。

それでは、2問目に入ります。

2、小川放課後児童クラブの駐車場についてです。

現在、小川放課後児童クラブの利用者は、5月1日現在、47名の児童が利用しています。当町としては、子育て支援に重きを置いている以上、両親の共働き、シングルマザー、シングルファーザーの方たちにも充分支援していくことを考えなければなりません。過去5年間に遡って小川放課後児童クラブの利用者数を調べてみると、平成27年が24名、平成28年が

26名、平成29年が33名、平成30年が39名、令和元年が51名と右肩上がりになっています。今年2月に子育て支援住宅エミナール那珂川ができ、3月には居住を開始し、6月には20世帯全部が埋まり、子育てをする親たちの手助けとなる放課後児童クラブの存在は、ますます重要な施設になっていくと考えます。

そこで伺います。

送迎で使用している駐車場の利用状況を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 小川放課後児童クラブの駐車場についてお答えいたします。

駐車場の利用状況についてですが、小川放課後児童クラブにつきましては、施設の南側を約15台分の駐車場として利用しております。迎えるの時間については、17時から17時半頃に集中しており、一時的に渋滞することがありますが、短時間の駐車にご協力をいただいているところです。また、施設の北側にも入り口はございますが、駐車スペースが少なく、進入路の狭いことから、こちらの利用は少ない状況となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 確かに北側の駐車場は、進入路は狭く、駐車スペースも少ないです。

実際に利用していたのは2台ぐらいでした。また、南側の駐車場のスペースは、約14台から15台のスペースで、迎えるのピーク時間は二度あり、4時30分から5時が約15名のお迎え、5時30分から6時がやはり約15名のお迎えといった流れでした。

父兄の皆様へ伺うと、駐車場が狭い、切り返しができない、暗くて見にくいというお話が聞かれました。また、車同士の接触事故もあったと伺っております。現在、南側の駐車場を確認いたしますと、放課後児童クラブを背にして右側に3本、左側に1本の樹木が生えております。この4本の樹木を伐採して駐車場を確保すれば、かなり広く駐車場が使えると思うのですが、いかがでしょうか。また、街灯をつけたならば、なお人の確認、車の確認がしやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） ただいまの駐車場の樹木、それから街灯に関しまして、町有財産の観点から答弁させていただきます。

駐車場の使用につきましては、使用に支障が生じているようであれば伐採することも可能

かと考えますが、この駐車場には、イチョウの木、ほか3本、計4本立っております。これらの木が何かいわれ等がある場合も考えられますので、そういった面も調査した上で、また実態を踏まえた上で伐採の検討をさせていただきたいと思えます。

また、街灯につきましては、こちらにも必要性があればということで検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） それでは、最後に、町長にお伺いいたします。

当町にとって小川放課後児童クラブは、これから子育てをする親御さんたちにとって大切な施設になっていると思えます。現在、送迎の手段はほとんど車です。何とぞ駐車場の確保、街灯の設置をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問であります。福田議員の、放課後児童クラブへ預けている親御さんの話等、真剣にお聞きになって、この質問をされたと思っております。本当にありがとうございます。

それで、駐車場については、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、場所の中に十四、五台止められますけれども、相当太くなっている立木があるということで、総務課長と先日お話ししたときに、いや、もしかするとあそこは、あの木、相当樹齢もあるんで、過去に何かのいわれがあるんじゃないので、近隣の方、あるいはあの辺りに精通している方にお伺いして、もし何でもなければ切って広げるのもいいんじゃないか、そうすれば、先ほどの質問の中でおっしゃった、父兄の方が接触事故があったと、そんなお話もございました。ただ、接触事故につきましては、できれば接触する前に止まっていたいただければと思っておりますが、その危険性も少しは少なくなると思えます。

ですから、広げるに当たっては、あの場所だとあと数台確保できると思えます。それと、新たな場所といいますと、若干不便でも北側に数台止められますので、そちらのほうもご利用いただければありがたいと思っております。

それから、街灯設置につきましては、私どもの認識不足で、利用者からの街灯設置の要望というのはまだ届いていませんけれども、これから利用者の声等もお伺いして、その必要性は検討してまいりたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 最後に、町民の皆様には、まだまだ新型コロナウイルスの影響により、不自由とご不便をおかけすることと思います。もうちょっと時間がかかるとは思いますが、ワクチンや特效薬ができ、身近に使用できるまでの辛抱です。マスクの着用、うがい、手洗いの徹底をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 益子純恵君

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問を許可します。

4番、益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、一般質問を行います。

通告に先立ちまして、昨日の下野新聞の雷鳴抄にもありましたが、本県でも新型コロナウイルス感染の第3波に入ったとの認識が、栃木県知事から示されました。12月、師走に入りましたが、師が走るせわしないころという由来ですが、今まさに忙しいのは医師、看護師といった医療従事者であろうという記事がございました。また、介護従事者の皆様におかれましても、県内での有料老人ホームでのクラスター発生のニュースもあり、一層危機感を募ら

せていることと思います。

当町においても、日々新型コロナウイルスへの対策に奔走されている皆様に、心から感謝を申し上げます。また、町民の皆様におかれましては、長きにわたる自粛生活でさま変わりする日常の中で、うつさない、うつらないという基本的な対策を徹底してくださっていることに、心より感謝を申し上げます。一日も早い収束と今まで当たり前だと感じていた日常を送れることを切に望みます。

それでは、質問に入ります。

今回は、大きく2項目について一般質問をいたします。

1項目として、移住定住対策の今後について。

2項目として、認定こども園の現状と今後について。

以上2項目について質問いたしますので、執行部の簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

それでは、1項目、移住定住対策の今後についてを伺います。

下野新聞の記事からですが、巣籠もりから巣作りへという一文が目飛び込んでまいりました。在宅勤務が進み、手狭なアパートなどからの住み替えが増えているという現状があり、感染のリスクの少ない田舎で、広々とした庭のある環境で子育てをしたいというニーズが高まってきているようです。町民の皆さんが徹底した感染対策を講じており、安心して生活できる我が町は、まさにこの時代における最大のセールスポイントではないでしょうか。

そこで、細目4点について伺います。

細目1点目、加速する人口減少を少しでも緩やかにするための対策について伺います。

細目2点目、子育て支援住宅エミナール那珂川の現時点での成果を伺います。

細目3点目、新たな子育て支援住宅を建設する考えはあるか、伺います。

細目4点目、分譲地として旧町有住宅跡地を活用する考えはあるかを伺います。

以上、4点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 移住定住の今後についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、人口減少を緩やかにするための対策についてですが、町の人口につきましては、出生数の減少や転出超過の状況などから、若い世代を中心に年々減少している状況にあります。

国の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所が発表した、最新の将来推計人口

では、40年後の2060年における町の総人口は5,506人にまで減少するとの推計結果が出されており、町の人口減少については、今後さらに加速していくものと認識しております。

こうした人口減少に歯止めをかけるため、昨年度より、なかがわぐらし推進係を設置しまして、那珂川町での生活や暮らしを知ってもらうためのモニターツアーや、田舎暮らし体験事業など、町外からの移住者確保に取り組んできたところであります。

また、若い世代の定住を促進するため、子育て支援住宅エミナール那珂川を整備し、子育て世代に対する支援と併せて、町内へ定住していただけるよう、取組を進めているところであります。

町では、人口の長期的な見通しや将来の目指すべき方向性をまとめた、那珂川町人口ビジョンを平成27年度に策定したところでありますが、人口ビジョンにつきましては、現在の人口減少の状況や、国の推計結果などを踏まえて、今年度、改定をする予定であります。

町の目指すべき方向性としましては、移住定住施策を中心に、魅力あるまちづくりを推進しながら、若い世代の流出を抑制するとともに、結婚・出産・子育てに関するサポートの充実により、出生数の増加につなげていく必要があると考えております。

また、今後の移住定住対策としましては、町内への移住や定住につながる住環境の整備のほか、なかがわぐらしのPR強化など、町外へ向けた情報発信にも力を入れながら、進行する人口減少に少しでも歯止めをかけていければと考えております。

次に2点目、子育て支援住宅エミナール那珂川の現時点での成果についてですが、エミナール那珂川へは、今年の3月から入居を開始いたしました。現在の入居者は、20件61人で、町外からの転入が13件で39人、町内の転居が7件で22人という内訳となっております。

3月の入居開始から4か月間で全20室が満室となり、町外からの転入による人口流入の促進と、町内からの人口流出の抑制による定住化が図られたと考えております。また、居住されている方が、今後、妊娠・出産に至ることも期待されていますが、子育て支援センターが隣接していますので、小さなお子さんがある家庭でも、安心して遊んだり相談したりできる環境となっております。

次に3点目、新たな子育て支援住宅の建設についてですが、今後、エミナール那珂川の入居者へのアンケートなどを実施し、子育て支援住宅整備に関する評価や検証を行った上で、その結果を基に、新たな子育て支援住宅を整備するかどうかを検討していきたいと考えております。

次に4点目、分譲地として旧町有住宅跡地を活用する考えについてですが、移住定住の促

進は、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で重要な施策に位置づけ、空き家の利活用や分譲宅地の整備など、住環境の整備を推進し、新しい人の流れを創出していくことを目指しております。

新たな分譲宅地については、若者の町外への流出対策や子育て支援住宅入居者の退去後の住宅用地として整備を進めることとしており、来年度から具体的な計画策定に入ることを予定しております。議員ご指摘の旧町有住宅跡地も含め、未利用公共施設の活用も視野に入れ、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、再質問に入ります。

細目1点目についての再質問はありませんので、細目2点目の再質問に入ります。

現在、エミナール那珂川には61人の入居者の皆様がいらっしゃるようですけれども、そのうち、お子さんの内訳はどのようになっていますでしょうか。簡単な年齢別で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 年齢別といたしましては、未就学児が18人、それから小学生が2人、中学生が2人、高校生が1人という子供の内訳になっております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今回の子育て支援住宅建設事業で61名の方が入居されたということで、町の人口から見ると、すごく多いという人数ではないのかもしれませんが、町内の22人が町外に引っ越したら、39人の町外からの入居がなかったらと考えますと、今回の子育て支援住宅整備事業の人口減少を緩やかにするということに対する貢献度は、とても大きいと考えます。

そこで、細目3点目の再質問に入ります。

新たな子育て支援住宅の建設については、まずアンケートによりニーズ調査をということですが、事業者側でも入居者に対するアンケートを実施したいという提案が出ているようですけれども、具体的にアンケートの実施時期は検討されているのでしょうか。これは事業者側からのアンケートということで、結果が町にフィードバックされるのかが疑問なの

ですが、その辺もどのような考えなのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 事業者側のアンケートにつきましては、11月の中旬に面接調査ということで実施しております。そちらは同意を得られた6件の方の面接になっております。そのほかウェブ上でのアンケートというのも実施しているということを聞いております。

その結果につきましては、まだ詳しいもの手元に届いていないんですが、これから提供してもらえるとこの予定にはなっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 面接で6件協力してくださるということで、事業者側から見たアンケートと今後の町の政策への反映のためのアンケートでは、視点が若干異なってくるかと思えますので、ぜひ早い段階で町独自の次の子育て支援の政策に反映できる設問内容でアンケートを実施していただきたいと思えますけれども、どのように考えますか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 町独自のアンケートの実施につきましては、住宅の状況に関する評価ということでございますので、まずは1年間、四季、春夏秋冬を経験してみて初めて分かることもあると思えますので、満室になりました今年の6月から1年を経過した来年の7月とか8月とか、それくらいをめどに実施したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 1年間住んでいただいているからのアンケートということで、より反映されるような内容になるのかなと思えます。

また、支援住宅に入居されているご家族だけでなく、ご家庭だけでなく、お子さんがいらっしゃる町内のご家庭、それから今後出産予定のご家庭向けに次の一手に直接結びつく内容でアンケートを実施していただきたいと思えます。こういったアンケートの中で、お手数でも自由記載の欄をしっかり設けることで、町民の皆様からアイデアが出てくることもあるかと思えますので、町民の皆様の意見をうまく吸い上げるためのアンケートの作成をお願いし

たいと思います。この辺については実施する考えはあるか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 町民の方の幅広い層の方のアンケートということでございますが、現在、子ども・子育て支援プランというのができています。次期の子ども・子育てプランを作成するために、その事前に、前の年度あたりに、現在子育てしている世帯全体を対象としてニーズ調査を行いますので、そのときにアンケート、支援住宅に関する設問も加えまして、幅広い世帯から意見を集めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ぜひ政策に直接反映できるようなものを実施していただきたいと思えます。

それでは、細目4点目の再質問に入ります。

現在の総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、重点施策に位置づけられております分譲宅地事業ですけれども、これは次期計画にもしっかり乗ってくる部分かと思えます。20区画の整備がうたわれているもので、9月の定例会にも新しい生活を取り入れた分譲宅地をと訴えたところがございますけれども、今回は少し違った角度で質問をさせていただきます。

今回、通告書に記載いたしましたけれども、旧町有住宅跡地の活用ということで質問させていただきます。具体的にピンポイントでお示しさせていただきますと、旧三枚畑住宅、それから旧上郷地住宅の跡地利用についての質問でございます。ここは取り壊しが行われて、上郷地住宅については、残っている部分があるかと思えますけれども、現在、総務課管轄の普通財産として所有されているものであると思えます。

令和元年8月に那珂川町未利用公共施設等利活用基本方針が策定されましたが、策定の目的の中で、用途廃止後、普通財産へ移管し未利用となった公共施設や公共用地が増加しています。一方で、未利用公共施設等を活用した住民の福祉向上やまちづくりに向けた取組に対するニーズが高まってきており、今後は単に町の資産として遊休化させるのではなく、最大限に効果を発揮できるよう、地域住民や民間事業者と連携しながら知恵を出し合い、各施策に取り組んでいく必要があるとうたわれております。

まず、その町有住宅跡地2か所、それぞれの面積と利用計画があるかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 町営住宅跡地の面積と利用計画があるかどうかということでございますが、面積につきましては、上郷地住宅敷地については1,188平方メートル、三枚畑住宅跡地につきましては976平方メートルとなっております。

具体的な計画でございますが、現在のところ、具体的な計画はございません。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今具体的な面積をお示しいただきましたけれども、通常これだけの敷地があると、通常に分譲地ですと、それぞれ3区画、4区画ぐらい可能なぐらいの面積があるんじゃないのかなと思います。

ここで少し前置きをさせていただきます。

今、町では大きな分譲宅地計画が計画されている段階かと思えます。こちらにおいては、慎重に計画を煮詰めていただきたいと思います。今回、取り上げております旧町有住宅地跡地は活用がされていない上、住宅用地としては病院、学校などに生活に必要な拠点がそろっている好条件な場所と考えます。こういった所はかなりのスピードを持って人口減少に歯止めをかける最も有効な宅地、住宅地への転換が最適と考えます。町は売り出されている宅地、分譲地、この当町においては大変少ないところです。土地はたくさんあります。でも、町内で新しく土地を購入して住宅を建てたいと考えたときに、最初に当たる壁が、あれ、土地がないということなんですね。これは、多くの方がおっしゃっております。中には、適当な宅地がないからさくら市にしたよというお声を聞いたこともあります。せっかく町内に家を建てようと思っても、便のいいところに適当な宅地がないのは、町にとっては大きな損失と考えます。

そこで伺います。遊休化させないためにも、早急に宅地として何らかの形で売却をする、数区画に分譲する、あるいは民間事業者への売却ということで民間ディベロッパーの力を使い、分譲させるなどの策を講じる必要があると考えますが、どのように考えますか。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 早急に売却などの措置を講ずる必要があるのではないかとというご質問ですけれども、町営住宅跡地などの未利用地の活用につきましては、まず事業計画の策定が優先されることとなります。分譲宅地として活用する場合にはなるべく早く実行できますよう、議員のご提案も参考にさせていただいて整備手法などについて検討してまいり

たいと考えています。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 町有の財産は、やはりこういった計画から見ると財産を守っていく、うまく町民のために利活用していくというのが、やはり行政としては最大の目的になるかなと思いますけれども、やはり家を建てて住むのに最適な場所がありますので、いつまでも町が所有していたのでは、それを有効活用されることはないんじゃないのかなと思います。

民間を活用し公正公平に分譲地へと変身させることができれば人口減少に歯止めがかかる、外からの人口流入が見込める、その一助になるものと考えます。

ここで伺います。町有財産を手放すことで町外への人口流出を緩やかにし、町外から人口流入に貢献できる、このことこそが町の財産ではないかと考えます。広い意味で町のためになるのであれば、思い切った発想の転換が必要な時期かと考えますけれども、この点に関してはどのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 思い切った転換の発想が必要ではないかというご質問ですが、議員ご指摘のように、先ほども答弁しましたとおり、そういった部分もあるかと思っておりますので、議員の意見も参考にさせていただいて、今後とも検討、研究を進めていきたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今朝の下野新聞ですけれども、11月1日の現在の町の人口が1万4,998人という衝撃的な記事がございました。こういった現状も踏まえて、振興計画後期計画が策定されるものとは思いますが、今、策定段階にある第2次総合振興計画後期計画の中の宅地整備の中の成果指標、分譲宅地整備の20区画が目標となっております。この文章の中に都市基盤の整備、この中に遊休化している町有財産の移住定住に向けた活用という一文を盛り込んでいただけたらと思います。また、空き家対策の部分についても同様に検討していただけたらと思います。

町民の側から町有地を売ってくださいというのは、本当に敷居が高いと思います。要望を待つのではなく、こちらから先手を打つことが大切ではないかと思っております。町としても、この著しい人口減少に対して、責任と使命感を持って大きな計画に取り組むべきと考えます。

この著しい人口減少も含めて、町長、どのように考えるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま益子議員のご指摘のように、私も今朝の新聞を見て、衝撃的な思いをいたしました。そして、ただいま議員から、旧町有町営住宅跡地を有効活用ということでいろいろなご提案をいただきました。もちろん、町といたしましても、旧来から町に残っている町有財産、これは大事な財産ではありますけれども、これを民間の方々の知恵をお借りして有効に使っていただく、これはもっと大事なことだと考えております。

ただ、そのような中で、使っていただける方に対して、いわゆる公平性、これを基本にどのような使い方があるか、しっかりと検討させていただき、急激な人口減少に少しでも歯止めをかける施策となるような計画を立ててまいり、このように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） いずれにいたしましても、世の中が、このコロナ禍が落ち着いて希望する人が移住し終えた後では、何の意味もなくなります。スピードこそが大切だと考えます。じっくりと計画を立てて行う事業とスピード重視で行う事業のすみ分けを行っていただきまして、昨日と今日とでは世の中が全く変わってしまう今の時代ですので、地方に目が向いているチャンス、今をチャンスと捉えて、スピード感を持って取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして、1項目の質問を終わります。

それでは、2項目め、認定こども園の現状と今後についてを伺います。

細目2点についてお伺いいたします。

細目1点目、認定こども園の園児数の推移及び施設の現状について伺います。

細目2点目、認定こども園の施設の老朽化への対応、定員適正化へについての町の考えについて伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 認定こども園の現状と今後について、のご質問にお答えいたします。

まず1点目、園児数の推移と施設の現状についてですが、園児数の推移につきましては、平成29年度に認定こども園ができたときには361人でしたが、今年度は314人となり、3年間で50人近く減少しました。

施設の現状につきましては、ひばり認定こども園が平成16年、わかあゆ認定こども園が平成21年の建築で、平成28年度にどちらの園も園舎の増築などを行っており、比較的新しい建物ですので、大規模な修繕はまだ必要としていません。

一方、なかのこ認定こども園につきましては、昭和60年の建築で35年が経過し、施設の老朽化が目立っております。壁紙のはがれや排水管の詰まりがあったり、エアコンが故障したりしていますが、その都度の修繕で対応しております。

次に2点目、施設の老朽化への対応と定員の適正化についてですが、ひばり認定こども園とわかあゆ認定こども園につきましては、年次計画を立てて、必要な時期に大規模改修を行って、適切な状態を保てるようにしたいと考えています。

なかのこ認定こども園につきましては、老朽化が特に著しいため、緊急の対応が必要となっております。

また、定員適正化の面では、わかあゆ認定こども園は、定員200名のうち80%程度と多くの入園児がいますが、ひばり認定こども園は、定員160名の60%程度で推移しております。

なかのこ認定こども園につきましては、開園当初の平成29年度は、定員120名で83%の充足率がありましたが、今年度は53%と、定員充足率が大きく下がっております。

こういったことから、各施設の定員の充足率の現状を踏まえ、認定こども園の定員の適正化と老朽化への対応について、庁内で検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 再質問に入ります。

細目1点目について再質問いたします。

去る11月20日に来年度の入園児の申込みが締め切りとなりましたけれども、来年度の入園児数の見込みはどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 来年度の入園児の申込みにつきましては、なかのこ認定こども園が52人、ひばり認定こども園が105人、わかあゆ認定こども園は160人の申込みがあり、来年度の入園児は、3園合わせて317人の予定です。

この人数は年度当初や来年5月1日現在ではなく、年度途中から入園するゼロ歳児などを全て含めた、来年、再来年3月時点の人数となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今、来年度の入園児についてお知らせをいただきました。

施設の現状について再質問をいたします。

ひばり認定こども園、わかあゆ認定こども園は、老朽化についての質問はございません。

問題は、昭和60年取得で建築後35年経過している、なかのこ認定こども園だと思います。先ほどの答弁でも問題があるとのことでしたけれども、実際に保育を提供していく中で支障となっていること、具体的にどんなことがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） なかのこ認定こども園につきましては、乳児室が後ろのほうにあるのですが、乳児室の部分が後から増築した建物となっておりますので、日当たりはよくない状況になっております。それから、乳児室への移動する通路があるのですが、そちらが、雨が降ると雨が降き込んでぬれたり、ぬれて滑りやすくなったり、それからマットが傷んだりという状況が起きております。

そのほか、ゼロ歳児室には調乳室、ミルクを作る部屋が設置されておられません。そのため、1歳児室に移動してミルクを作っているという、ちょっと不便な状況になっています。

それから、一番老朽化が激しいのが水回りでございます、トイレの排管が詰まって逆流するということがたびたび起きたり、そのたびに修繕はしているのですが、衛生的には好ましくないという状況がございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今答弁をいただいた中でも、非常に大きな不便を感じながら保育に先生方も当たっておられるかと思えます。

今年3月に策定されました第2次子ども・子育て支援プランの中に、認定こども園整備事業の記載がありますけれども、小学校就学前の子供に一体的に統一した教育・保育を提供するとともに、施設への老朽化への対応化、定員適正化を図るために認定こども園の再編整備を検討しますとあります。

先ほどの答弁にも、そういった対応について庁内で検討しているという答弁がありました

けれども、具体的にどのような内容を検討されているのか、今後の方向性が出ているのかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 先ほど説明しました庁内で検討ということの具体的な形なんです。こちらは認定こども園に関係する職員から成ります運営検討専門部会というものを立ち上げて、そちらにおきまして、老朽化への対応と定員適正化、それから、そのほか、保育教諭の不足をどうするか、それから施設の再編や民営化、そういった様々な問題を検討しております。

そこで検討した中で、1つの案といたしますか、方向性として出てきたものが、なかのご認定こども園とひばり認定こども園を統合する、そういった案が出ております。

今年度の両園の園児数が156人ですので、今年度の人数であっても、ひばり認定こども園の定員160人に収まるということで、また今後、園児数が減少というようなことも予想されますので、ある程度余裕を持って受入れ可能と考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

[4番 益子純恵君登壇]

○4番（益子純恵君） 今、なかのご認定こども園とひばり認定こども園とを統合する案が出ているということをおっしゃられました。園児数で計算しても定員に収まるかもしれませんが、ということですが、心配なのは、今のコロナ禍で密になるのではないかとということと、保育教員の人員は配置が充足されるのか、ちょっと心配なところがありますので、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 密になるかどうかというご質問ですが、現在のひばり認定こども園におきましては、乳児棟で1部屋、それから幼児棟で1部屋の余裕がございます。それから、子育て支援センターひばりは現在休所中ということですので、もう一部屋、合わせて3部屋分の余裕がございます。

それから、来年度の申込みにつきましても、合わせて157人ということで、定員内に収まるということで、また現在のひばり認定こども園は、年中児が人数が多いという状況で、年中児が32人おきまして、ほかの20人前後よりはかなり多い人数になっておりますので、その方が卒園されれば、より余裕を持って受け入れられると考えております。

それから、保育教員の配置関係ですが、統合によりまして、職員配置に若干の余裕ができ

ますので、保育教員の人数が増えないとしても、支援が特に必要なお子さんに手厚く職員を配置する、できるというふうなメリットもあると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 個別に支援を必要とするお子さんにも手厚い保育が提供することができれば、統合ということに対するメリットはあるのかなと考えます。

ただ、お子様を預けている保護者の皆様から考えると、突然のことで聞いてないよというご家庭、親御さんもいらっしゃるかと思います。もう既に来年度の入園の申込みを済ませているご家族いらっしゃいますので、統合という方向で進めていくことであれば、実際にはいつ統合するということを考えているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 既に来年度の入園児の募集は終わってしまいましたので、仮に統合するとしましても、その次の令和4年度から、早くても令和4年度ということになります。

施設の老朽化等を考えますと、なるべく早く入っていただきたいところですが、保護者の皆様への説明が済んでいないということで、庁内の手続等が仮に済んだ後に、なるべく早く保護者へ説明したいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 統合する予定があったのであれば、もっと早く教えてほしかったという、親御さんがいらっしゃるかと思います。こういった保護者の皆様のお気持ちにどのように対応していくつものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 保護者の皆様への情報提供という形が今大変遅れていることに対しましては、大変申し訳ないと思っています。

来年度の入園の申込みは11月20日で締切りとなっておりますが、希望する園を変更するということは、来年の1月下旬ぐらいまででしたら可能ですので、保護者に説明する際にはそのように話したいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 1月下旬まで変更が可能ということですが、スケジュールが非常にタイトだと思います。入園に際しましても、保護者の皆様に混乱や不安、そして不安を生じさせないように迅速、丁寧な説明が大切かと思えます。しっかりと情報提供をしていただき、個別の対応を求めたいと思えます。

とにかく一度統合してしまいましたら元に戻すことはできませんので、しっかりと町としても手順を踏んで保護者の皆様にご理解をいただくなど、気持ちに寄り添った統合となるように、切にお願いをいたします。

また、保育教諭が充足され、先生方の負担が軽くなるように、働きやすくなるように、そして子供を安心して預けられる環境が整い、それぞれの保護者の皆様が安心して働ける環境が整い、子供を迎えに行ったときに先生と子供の笑顔があつてこそ、真に子育てに優しい町であると胸を張って言える町ではないかと思えます。

コロナ禍の中で、先生におかれましても、今まで以上に神経を使って、そんな中でも子供たちの笑顔が絶えないように創意工夫され、子供たちの保育に当たられていることに、心から感謝を申し上げて、私の一般質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 3番、日本共産党の川俣義雅です。2項目質問します。

第1項目は、子育て支援住宅用地の貸付けの契約についてです。

旧小川町役場跡地に建てられた子育て支援住宅には、先ほども報告がありましたように、子育て真っ盛りの方々が入居されています。今後とも、気持ちよく近所の方々と仲よく暮らして欲しいと思っています。そのためにも、子育て支援住宅用地の貸付けが正しく行われたのかどうか、振り返ってみる必要があると思います。

先般8月25日の議会全員協議会で、町執行部から、子育て支援住宅用地の貸付けに関する経緯について説明がなされました。町は事業者との間で契約の内容が使用貸借契約であるということを、書面により確認したとの報告でした。

3点伺います。

1点目は、町は事業者とどのような書面を確認したのか。また確認した日はいつなのか、伺います。

2点目は、一度取り交わした契約をなぜ確認する必要があったのか、伺います。

3点目に、貸付けを議決したのは今年の6月14日でしたが、町の行政財産を貸し付けることについて、議会で十分論議をしたと認識しているのか、伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 子育て支援住宅用地の貸付契約についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、書面と確認の時期についてですが、確認の書面としましては、子育て支援住宅整備事業用地の貸付契約に関する覚書、これを令和元年12月25日に、町と積和不動産関東株式会社との間で取り交わしました。

次に2点目、確認の必要性についてですが、子育て支援住宅整備事業用地の貸付けに関しまして、町民の方から「貸借料が無償なのに賃貸借契約となっているが、正しくは使用貸借契約でないか」などと、意見をいただきました。

町としましては、法律関係者の助言もいただきながら、契約内容を再確認いたしました。その結果、契約の内容は使用貸借契約として条件を満たしていることから、現契約の手続については問題ないと判断いたしました。

覚書につきましては、事業者との間で、契約の内容が使用貸借契約であることを相互に再確認するため、取り交わしたものでございます。

次に3点目、行政財産の貸付けに関する論議についてですが、子育て世帯向け住宅の整備については、平成27年度に策定した第2次那珂川町総合振興計画や那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、特に重要な施策として位置づけられております。

子育て世代の移住・定住を促進するために、事業の目的や候補地、事業手法など、事業の基本方針等を内容とする那珂川町子育て支援住宅整備事業推進計画を策定し、事業を推進してまいりました。

計画策定や事業実施に当たっては、庁内での検討・協議はもとより、議会や子ども・子育て会議に対しまして、それらの結果や経過を説明し、ご意見をいただきながら推進してまいりました。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目の再質問を行います。

昨年の暮れも押し迫った12月25日に覚書を交わしたということですが、昨年6月に議会に出されたときは、賃貸借契約ということで提案があり、町と積和不動産関東が取り交わした契約書も、公有財産賃貸借契約書でしたね。間違いありませんか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 契約書のタイトルにつきましては、賃貸借契約となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 6月に賃貸借契約を取り交わしたにもかかわらず、12月に使用貸借として取り扱うとの覚書を取り交わしたということですが、覚書について、議会には議決の要請も、報告もありませんでした。議会にかけずに行ったというのは、町長の専決事項だとの判断があったのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） こちらは契約の内容を変更したものではありません。タ

イトルは賃貸借契約となっておりましたが、賃借料は無償ということですので、実態としては使用貸借契約という内容になっております。それを再確認するために覚書を取り交わしたものでありますので、こちらは議会に提案する必要はないと、町で判断いたしました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 私は、町長の専決事項として取り交わしたと、そう判断したのかどうか聞いているんですが、専決事項だと判断したということによろしいですか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 専決事項であれば、その後議会に説明をしなければならない事項だということは、川俣議員もご存じかと思います。ですから、これは議会に説明する必要がない事項ということで、専決事項ではございません。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 説明する必要がないということでしたら、8月25日の説明は何だったのでしょうか。その合理的なつながりが認められません。今、町長がおっしゃったように、町長の専決事項、私はそう思っていますけれども、専決事項として取り扱ったという判断だと私は考えますが、町長が言ったように、専決事項であっても180条で取り交わした後、すぐその次の議会で、直後の議会で報告しなければならないというふうに決めてあります。議会に対して、実際に事業者と取り交わしたのは賃貸借契約だったけれども、実態としては使用貸借なので、そのように事業者と確認したいという提案はありませんでした。そして、確認したという報告もありませんでした。認識の相違があったにしても、なぜ覚書締結の12月25日から8か月も過ぎてから議会への報告になったのですか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 覚書の締結につきましては、実際、実質上、内容を変更するものでは全くございませんで、初めから無償で貸付けということで、実態としては使用貸借契約でございまして、覚書の締結も、それを再確認するというだけの性質ですので、特にすぐに報告しなければならない事案だとは考えてございませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番(川俣義雅君) あくまでも私たち議会が議決したのは、表題は賃貸借契約、そのような提案をされて、私たちはそれを議論して議決をしたわけです。ですから、私たちが議決をしたものと表題が違うということについて、私たちにきちんと説明はありましたでしょうか。その12月議会の、12月25日ですね。覚書を交わす前に、私たちにそのように説明すればよかったのではないですか、どうですか。

○議長(鈴木 繁君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(薄井和夫君) 表題が賃貸借契約でありましても、貸付料が無償、ゼロ円ということですので、実態としては、最初からずっとですが、中身としては使用貸借契約でございますので、それを再確認はいたしました。内容が変更されたわけではございませんので、特に議会に緊急に報告しなければならない事案だったとは考えておりませんでした。以上です。

○議長(鈴木 繁君) 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番(川俣義雅君) 2点目についての再質問に関わりがあるので、そちらに移ります。

積和不動産関東と結んだ賃貸借契約が、実は中身は使用貸借の内容だったと、町はいつ認識したのですか。何がきっかけになったのでしょうか。

○議長(鈴木 繁君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(薄井和夫君) それに関しましては、特に大きかったものは、去年10月の町政懇談会ですか、そちらでご指摘を受けまして、それ以降、調査した形になっております。以上です。

○議長(鈴木 繁君) 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番(川俣義雅君) そうすると、10月21日の町政懇談会で町民の方からそういう指摘があつて、あつ、それはそうかもしれないなど、そこから考え始めたということでしょうか。

○議長(鈴木 繁君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(薄井和夫君) 10月の段階でもご指摘を受けましたが、それ以前のもっと早い段階からそういった声を聞いたり、町としても確認して、中身的には表題と内容が違っているということは、もう少し早い段階から認識しておりました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） 10月21日の町政懇談会、そのとき、私も出席していました。記録を取ってあります。町民の方から、賃貸、無料の賃貸借契約というのはないんじゃないかと、そういう指摘があって、町はこういうふうに答えています。契約上は賃貸借で問題ないと弁護士に確認したと、そう答弁しているんです。10月21日の町政懇談会では、契約上、賃貸借で問題ないと、そういうふうに弁護士に確認したと答えています。私のメモに、そう書いてあります。しかも、情報公開で出された記録にも、そのように記載されています。この時点で、もし賃貸借契約というのは間違いであったと、中身は使用貸借であったというなら、その場でそう答えればよかったんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 賃貸借契約で問題ないというのは、表題が賃貸借になっていなくても、内容が無償でゼロ円、無償ということで、それは使用貸借契約で成り立つということで、それは問題ないと認識しております。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

〔3番 川侯義雅君登壇〕

○3番（川侯義雅君） いや、そうじゃなくて、これは変える必要がないんだと。10月21日に答えたときには、議会で議決したときも、賃貸借契約ということで論議したと。そして、10月21日の町政懇談会で質問されたときも、おかしいのではないかという質問に対して、いや、おかしくないんだと、それでいいんだと答えているんですよ。そのときに、いや、中身は使用貸借だからという話はありませんでした。いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 副町長のほうから、代わって説明させていただきます。

当日、実を言うと、今、川侯議員が言われたように、うちの第1の最初の答えがそういうことで、事業者の顧問弁護士にもそれでいいということで確認を取っているということでお答えしたわけなんですけれども、その際、町民の方から、町が主体的に確認すべきことであろうというご意見があったわけなんですけれども、まさにそこはそのとおりで、うちのほうも、その事業者の顧問弁護士の説明をそのまま確認をしないまま、それでいいんだということで進めてきておりましたので、そういった意味で、町としても法律関係者、あとは県の行政窓口、そういったところに確認をして、内容的に問題ないか、それを確認して、後日回答

させていただきますということで、その場はご理解いただけたと思えました。

それでその後、速やかに、まさにこの12月25日、覚書締結やっていますから、その時点で、その町民の方に、こういうことで町として実体的に使用貸借になっているので特に問題はないけれども、相互にそういうスタート時点で少なくともタイトルとはいえ、やはり適切ではなかったものですから、そこを契約当事者同士、確認しておこうということで、覚書という形で、当初は町民の方も言うておられましたけれども、後日、みなし規定ということで実体的にはそういう解釈もあり得るといことも言われていましたけれども、口頭ではなくて、契約関係ですから、30年引きずる契約関係ですので、やはり異議が生じた時点で、それを書面で確認しておこうと。その書面として、この覚書という形を取らせていただきました。

いずれにしても、今回の件については、私はじめ、町民の方から貴重なご意見をいただいた時点で検討はしたわけなんですけれども、その後の報告、回答をしますと言っていて、結果的には年度を越してしまったということ自体が、この部分についてはもうおわびしかございませんので、ただ契約についてはそういうことで、町としては実体的に問題なしということで、また今後トラブルが、民間との契約ですので、そういった部分のお互いに信頼関係を持って今後も進めていくという意味で、書面で確認をさせていただいたものでございます。

以上、補足させていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 議会には報告する必要がないような、そういうことだったんだという、そういう町長が言ったことと、今、副町長が述べた、これ大事な確認だということとは全く一致しない、そういう答弁だと、私は理解しています。

ひょっとして、12月にそういう覚書を交わしたということとを3月議会時点で報告するとなると、そのときはまだ入居の最中ですから、そういうことに差し支えがあったというふうに考えたのかなというふうに、私は考えます。8月になって、もう入居が全て済んだという段階になって、初めてそういう覚書、そのとき、今年の8月25日の全協では、覚書という言葉は出てきません。そういう内容の書面を取り交わしたということですので、覚書というのは、これはもうきちんとした確認をするということですから、昨年6月に結んだ賃貸借契約、それは賃貸借契約じゃなくて使用貸借だということを相互に確認したという点で、これは大事な確認だと思います。簡単に議会に報告しなくてもいいんだというような、そういう軽い内容ではないと、私は思います。

では、3点目の再質問です。

町が積和不動産関東に無償で貸し付けた土地は、町の行政財産でしたか、普通財産でしたか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 行政財産でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 元小川町役場跡地並びに町が個人から取得した隣の土地は、町民にとって大事な財産、これは行政財産であり、その貸付けについては、地方自治法で厳格に定められていると思いますが、そういう認識でいいのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 行政財産等の公有財産の貸付けにつきましては、地方自治法にのっとりまして、適正な手続を経て行っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） いや、適正な手続を取っているかどうかじゃなくて、その行政財産を貸し付けることについては、地方自治法で厳格に定められていると、私は思っているんですが、そういう認識でいいですかと聞いたんです。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 地方自治法ですね。どの条文かはちょっと分からないんですが、公有財産の貸付けにつきましては、地方自治法の238条の4、こちらはたくさん列举されているんですが、こちらにつきましては、議会の議決なしに貸出しができる場合を列举してございます。これに該当すれば、議会の議決なしで貸付けできるんですが、それ以外の場合につきましては、議会の議決を経なければ貸付けできませんので、地方自治法96条6項、それから237条2項、こちらの議会の議決を経て無償で貸し付けした、そういう手続を経てございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） なかなかはっきりした答えではないと思います。

次にいきます。

しかし、去年の6月14日に議決した、その行政財産の貸付けについて、行政財産という言葉は一切ありませんでした。子育て支援住宅用地として民間業者に貸し出すことについて、何らの差し支えもないという取扱いでした。私はそう思っていますけれども、そうでしたか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 行政財産という、確かにそういうことは思ってございせんが、目的を持った行政財産の土地を、その目的に沿った形で貸してございますので、こちらは何ら問題ないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 町の行政財産だということでの提案は全くありませんでした。さらに重大なのは、私自身、貸付用地が行政財産であるという基本的な事柄を、全くわきまえていなかったという点です。町民の代弁者として議会に出ていながら、町民の大事な財産をただ民間業者に30年間も貸すことに同意してしまったこと、誠に大きな失態でした。大変申し訳なかったと、おわび申し上げます。私もそうでしたが、町執行部は、行政財産を貸し付けることについて慎重な審議が必要だという認識に欠けていたと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 行政財産ではございますが、こちらは子育て支援住宅用地ということで、子育て支援住宅を建設するための行政財産でございますので、全くそれに沿った形で貸し付けしてございます。さらに、地方自治法にのっとり議会の議決を経て、議会におきましては、無償で貸し付けるということを事前の全協とかでも説明して、本議会でも無償貸付ということで議会の議決を経ておりますので、これに関しては問題ないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 昨年6月14日に、議会は、地方自治法96条第1項第6号の規定によ

り用地の貸付けを議決しました。

これから紹介する地方自治法の条文には、いろいろな場合が出てきますけれども、公有地の貸付けの部分だけを紹介します。

96条1項6号には、議会は条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして貸し付けることを議決しなければならないと書かれています。那珂川町には町有財産を貸し付ける際の条例がありません。ですから、一つ一つの事柄を議会で決めることになります。適正な価格でなくても、たとえ賃料なしでも、議会で議決すれば貸し付けすることができる根拠になっています。今、課長が言われたとおりです。しかし、この自治法96条は、独立して存在しているわけではありません。関連条項があって、それをクリアして初めて成り立つ、そういう構成になっています。

行政財産の管理及び処分についての最も中心的な条文は、第238条4です。そこにはこう書かれています。行政財産は次の項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付けることができないと。さらに2として、行政財産は次に掲げる場合には、その用途または目的を妨げない限度において貸し付けることができるとなっています。行政財産は、行政財産の用途、つまり使い道、または行政財産の目的を妨げないことがはっきりしなければ貸し出すことができないと、規定されているのです。

行政財産についての私の認識と執行部の認識は、大体同じでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 地方自治法238条の4、こちらの条項につきましては、たくさんいろいろな場合が列挙してございますが、こちらは先ほどの説明でもちょっとしてしまったんですが、こちらは議会の議決を経ないで貸出しができる場合、そういったものを列挙したものが238条の4となっております。こちらに該当していれば、議会の議決なしで貸出しとかできるんですが、こちらは、今回の場合はこちら当然該当しませんので、地方自治法237条第2項、こちらの条文によりまして、こちらは適切な対価なくして、これを譲渡、もしくは貸し付けてはならないということで、こちらは議決によらなければ、安く貸したり、無償で貸したりということができないと言っているのが237条の2でございます。

ですので、こちらの条文に従いまして、96条の議決を経て無償で貸し付けしたということで、そういうことで適切な、適正な対応をしたと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今おっしゃられた96条と、それから237条、これは大体同じような条文ですね。その2つの規定は両方とも、この238条4の規定をクリアして、初めて行使できるものと考えます。今回の小川町役場跡地と、それに隣接する町が購入した土地は、れっきとした行政財産です。町民の大切な財産です。この財産は、町民があまねく利益を得るものに、また税の公平性が保たれるように使われなければなりません。それが用途または目的に合致した使い方になると思います。

一部の町民とその他の町民に不公平が生まれてはなりません。そうでなければ、行政財産の用途または目的を妨げることになってしまいます。議会が地方自治法96条の規定で議決したからといって、238条について真剣な吟味をしていないのですから、少なくとも正しい議決とは言い切れないと、私は思いますが、238条について真剣な吟味をしたと、そう認識しているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 先ほど答弁申し上げましたように、地方自治法238条の4は、行政財産を議会の議決なしに貸し出しできることを規定した条文ですので、こちらは今回には関係ないということで、今回の無償貸付の議決は、地方自治法第237条第2項、こちらの規定及び地方自治法第96条、そちらの規定を根拠になされたものとなっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） いや、96条も237条も、238条の4、ここをきちんとクリアしないと、それだけではきちんと議決したということは言い切れないと、私は思います。

子育て支援住宅用地は、積和不動産関東、その後、社名が積水ハウス株式会社東京と変更になりましたが、30年間無償でその会社に貸し与えられました。その間、家賃などは町の収入になりますが、満室の場合であっても、年間約1,200万円から1,300万円、町に入る収入です。逆に、町が支払う事業者への委託料は、年間約3,000万円になります。差引き1,700万円から1,800万円が町からの持ち出しになります。多くの町民の方々が納得した計画だったとは言い切れないと思いますが、町民の多くの方が納得していると思っていますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 今のご質問に関しましては、先ほど最初の答弁で申し上げましたが、こちらは町の振興計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、そちらに位

置づけられた計画でございまして、良質な住宅を安く提供する、そういったことが、それによって定住を図ったり、それから町外からの転入を呼び込んだりという、そういった目的でやっている事業でございます。それに関しても、何回もご説明申し上げました。

それから、金額等に関しましては、確かに家賃収入と、業者から入る収入と町が払う収入は、その間には差があるんですが、住んでいる方の町民税収入があったり、それから住民が増えれば、それで地方交付税に算入されたり、経済効果等もございますので、その分がまるっきり町の持ち出しという考え方にはならないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） いや、多くの町民が納得しているのかどうかということ、どう認識しているのかと聞いたんですが、私の耳に入ってくるには、えっ、そんなことだったの、知らない方がたくさんいます。子育て支援住宅の周りの方でもそうです。

ですから、町がこういう計画でやったよということは分かりますよ。でも、町民がきちんとそれを納得しているということにはならないと、私は思います。

今後、町有財産の貸付けについては、地方自治法にのっとり十分な議論をすること、町民の皆さんの納得が得られるような努力をつくすこと。町執行部と私たち議員は心しなければならぬと考えますが、どうでしょうか。町長、どうでしょう。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 議員おっしゃるとおりではございますけれども、この施策につきましては、町長として、私の大事な施策の一つであります。子育て支援住宅は、私の政策の大事な一つでありますし、これにつきまして、町民の方々の批判の声、あるいは納得していない、そういう声があるとすれば、いずれ、ほかの機会にそういう結果が出る、こういう機会があろうかと思っておりますので、私はそのように認識をいたしております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 時間がなくなってしまいましたので、2項目めの質問に移りたいところですが、やめます。

申し訳ありませんが、2項目めの質問は、後日させていただきたいと思っております。

今、町長が、大事な施策だから、それを議論して進めていくというふうなお答えがありま

した。しかし、今度の子育て支援住宅で使った土地、30年間無償で貸し出した土地は、町民の大切な財産、行政財産です。それを使うことについて、使わせてもらうことについて、町はもっと真剣に行政財産を使うだけけれども、どうなのかと、真剣な論議が足りなかったのではないかと。そういう言葉が出てきていないんですから。

それから、契約についても、賃貸借契約という文言しか出てきていません。使用貸借契約なんだと、事実上はそうなんだというんだったら、最初からそうすればいいじゃないですか。なぜ使用貸借、中身は使用貸借でありながら、賃貸借契約という、そういう表題のものを出したのですか。それはひょっとしたら、積水のほうの言い分でそうなったのではないのでしょうか、どうですか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 表題につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、内容に合わせて使用貸借とするのがベストだったと考えております。ですが、こちらは議決の際には無償で貸し出しするということをしっかり説明した上で、議会の議決はいただいております。また、積水側から言われたからしたのだとか、そういったことは全くなくて、こちらは単に様式的に、賃貸借の様式を使ってしまったというミスと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 私は、その去年の6月14日に至るまでの間に、例えば6月5日に委員会が開かれました、常任委員会が開かれました、合同ですけれども。そこで質問したと思います。

10月21日に行われた質問と同じような質問なんですけど、賃料なしの賃貸借契約というのはあるのかと、そういうやり方はおかしいのではないかと質問をしました。そのときに、いや、そういう例もあるんだということでお答えがあって、私は本当にもう申し訳ないんですけど、よく分からなくて、ああそうなのかと、そういう場合もあるのかということ、それ以上の質問はできませんでした。町は真剣に行政財産を貸し出すに当たっては、本当にこれが賃貸借契約という表題でいいのか、あるいは使用貸借なのか、その辺のところもきちんと論議して出すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員、ただいまの一般質問の中で、質問の途中でありますが、川俣義雅議員に申し上げます。

質問時間を越えた質問になっておりますので、速やかに終了をお願いいたします。

川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 質問時間が超えてしまって申し訳ありませんでした。

私は、町の大切な財産は、町執行部も、議会も真剣に論議をして、これでいいのか、本当にいいのか、そういう議論を尽くして貸し出すかどうか決めるべきだというふうに思います。

2項目めの質問はできずに、申し訳ありませんでした。

これで私の質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時52分